

地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（抄）

平成28年2月29日 制定
令和8年1月14日 最終改訂
観 観 産 第 3 0 4 号
観 参 第 8 1 3 号
観 参 第 8 2 2 号

目次

第1編 共通事項（第1条―第3条）

第2編 宿泊施設インバウンド対応支援事業（第4条―第26条）

第3編～第7編 （略）

第1編 共通事項

第1条 地域における受入環境整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、ストレスフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、オーバーツーリズムの防止等により、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる環境づくりも念頭に、持続可能な観光地域づくりに資する環境整備の促進を目的とする。

- 一 訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できる環境を整備するため、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施するために要する経費の一部を助成する事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）
- 二 訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業（以下「交通サービスインバウンド対応支援事業」という。）
- 三 訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域において、災害、急病等の非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心対策の推進を図る事業（以下「インバウンド安全・安心対策推進事業」という。）
- 四 オーバーツーリズムの未然防止や自然環境・文化等の地域資源の保全・活用を通じ、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる持続可能な観光の促進に向けた受入環境の整備を支援する事業（以下「持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業」という。）
- 五 地域づくりの一環として、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現するため、地域におけるまちづくり及び観光の振興に関する施策と連携して取り組む地域公共交通ネットワークの形成に必要な鉄軌道・バスに係るEV車両・GX/DX車両・自動運転車両等の先進的な車両であって、訪日外国人旅行者等の利便性の向上又は観光コンテンツとしてのインバウンドの魅力向上に資する車両（以下「インバウンド先進車両」という。）の導入を支援する事業（以下「インバウンド先進車両導入支援事業」とい

う。)

六 日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の実践を通じた持続可能な観光の取組を推進するため、地域の持続可能な観光計画の策定を支援する事業（以下「持続可能な観光計画の策定支援事業」という。）

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」とは、宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が、当該宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊者数の向上を図る事業をいう。
- 二 「宿泊施設バリアフリー化促進事業」とは、宿泊事業者が、当該宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、当該宿泊施設における高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図る事業をいう。
- 三 「交通サービス利便向上促進事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業をいう。
- 四 「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備等を行う事業をいう。
- 五 「交通サービス調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業
 - ロ 訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業
- 六 「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者（道路運送法施行規則第49条第1号に定める交通空白地有償運送に限る。）及びこれらの者に車両を貸与する者並びに自動車道事業者
 - ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第22条第1項に規定する不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者
 - ホ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者
- 七 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。

第2編 宿泊施設インバウンド対応支援事業

（交付の対象及び補助率）

第4条 宿泊施設インバウンド対応支援事業を実施し、観光庁が別に定める公募要領に基づき特定された民間団体等（以下この編において「補助事業者」という。）の必要とする経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1－1による補助金交付申請書に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第6条 大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第1－2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（交付決定の変更等の申請）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第1－3による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（交付決定の変更及び通知）

第10条 大臣は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、

様式第1－4による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を附することができる。

（契約等）

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第12条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 大臣が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

三 大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂

行が困難となった場合においては、速やかに様式第 1－5 による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第 1－6 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 1－7 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 1 6 条 大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 1－8 により補助事業者に通知する。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第 1 7 条 補助金は前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 1－9 による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 1 8 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 1－10 により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第 16 条第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第 1 9 条 大臣は、第 9 条第 1 項第 3 号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 五 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - 六 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

- 第20条** 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第1-11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に様式第1-12による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第21条** 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第1-13による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に認める場合は、この限りでない。
- 4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を国に納付させることがある。
- 5 前条第4項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

- 第22条** 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第23条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第24条 補助事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第6条から第10条まで、第11条第3項から第6項まで、第12条から第16条まで及び第18条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

- 2 前項の規定により、補助事業者が、間接補助事業者による取得財産等の処分に対し承認をする場合は、あらかじめ様式第1-13による申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に認める場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第17条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第25条 補助対象事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく申請の取下げ、第9条の規定に基づく交付決定の変更の申請、第11条第2項の規定に基づく届出、第13条の規定に基づく事故報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税仕入控除額の確定に伴う報告又は第21条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第26条 大臣は、前条の規定により行われた申請等に係る第6条第1項の規定に基づく通知、第9条第1項の規定に基づく承認、第10条第1項の規定に基づく通知、第11条第5項の規定に基づく要求、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第20条第4項の規定に基づく納付命令又は第21条第3項に基づく承認について（以下「通知等」という。）、補助対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第3編～第7編 （略）

附 則

第1条 この要綱の改正は、令和8年1月14日から施行する。ただし、令和6年度第一次補正予算の補助金に係る事項は、従前の要綱による。

第2条 観光地・観光産業における省力化投資補助事業、観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業、地域一体となった観光産業の効率化支援事業、観光地経営の高度化事業及び地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業の補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、適正化法及び適正化法施行令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第3条 1～2（略）

- 3 この要綱において、「地域一体となった観光産業の効率化支援事業」とは、複数の宿泊施設等が利用する共同

設備の導入・改修等を支援し、観光地全体のサービス水準や労働生産性の向上を目的とする。

4～5 （略）

（補助対象期間）

第4条 令和7年度第一次補正予算における観光地・観光産業における省力化投資補助事業、観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業、地域一体となった観光産業の効率化支援事業、観光地経営の高度化事業及び地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業の補助対象期間は令和8年1月14日から令和8年3月31日（繰越明許により繰越された場合については令和9年3月31日）までとする。

（補助対象事業等）

第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下、本附則において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助事業者に対し補助金を交付する。

2～3 （略）

4 地域一体となった観光産業の効率化支援事業の補助対象事業、補助事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表3に定めるものとする。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

5～6 （略）

（補助金の額）

第6条 1～2 （略）

3 地域一体となった観光産業の効率化支援事業において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表3に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

4～5 （略）

（間接補助対象事業の実施に係る規程の承認等）

第7条 附則別表1、別表2及び別表3により補助を実施する場合、補助事業者は、間接補助事業の開始前に、間接補助事業の実態に係る交付手続き等について、本交付要綱に準ずる交付規程を定めなければならない。

2 附則別表1、別表2及び別表3により補助を実施する場合、補助事業者は、補助対象事業の実施が完了した日以降においても、本要綱及び前項に定める交付規程に基づく手続きが発生したときには、大臣及び間接補助事業者に対して必要な手続きを行わなければならない。

3 補助事業者が第1項で定める交付規程に違反した間接補助事業者に対して交付決定の取消しを行った場合は、大臣は第19条第1項第5号に定める交付決定の取消しを行うとともに補助金の返納を命ずることができる。

（準用規定）

第8条 第4条第1項及び第5条から第26条までの規定は、附則第5条の補助対象事業のうち、観光地・観光産業における省力化投資補助事業、観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業、地域一体となった観光産業の効率化支援事業及び観光地経営の高度化事業を行う場合において準用する。この場合において、第5条中「様式第1-1」とあるのは「様式第5-1」、第6条中「様式第1-2」とあるのは「様式第5-2」、第9条中「様式第1-3」とあるのは「様式第5-3」、第10条中「様式第1-4」とあるのは「様式第5-4」、第13条中「様式第1-5」とあるのは「様式第5-5」、第14条中「様式第1-6」とあるのは「様式第5-6」、第15条中「様式第1-7」とあるのは「様式第5-7」、第16条中「様式第1-8」とあるのは「様式第5-8」、第17条第2項中「様式第1-9」とあるのは「様式第5-9」、第18条中「様式第1-10」とあるのは「様式第5-10」、第20条第2項中「様式第1-11」とあるのは「様式第5-11」、第20条第3項中「様式第1-12」とあるのは「様式第5-12」、第21条第3項中「様式第1-13」とあるのは「様式第5-13」と読み替えるものとする。

2 （略）

（以下略）

別表 3（附則第 5 条第 4 項関係）

地域一体となった観光産業の効率化支援事業

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
地域一体となった観光産業の効率化支援事業 （間接補助）	地域一体となった観光産業の効率化支援事業	地方公共団体や DMO、民間事業者等が実施する観光地全体のサービス水準や労働生産性の向上を目的とする共同設備導入や改修等に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	1 / 2
	業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	定額

（注）

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 7 - 1 2 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

（以下略）